

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和3年 第1回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和3年1月28日(火) 午前 9時30分から 午前 10時38分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、半澤委員、 今村委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、 永島郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導 主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼 教育指導係長、笹田総務企画係長、松本
会 議	議 題 (内 容)	・議案第1号福津市地域学校協働活動推進員設置要綱 を改正することについて ・議案第2号小規模校入学特別認可制度に伴う認定に ついて ・報告 ・その他
	公 開 ・ 非 公 開 の 別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	1人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長 藤井委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：おはようございます。

開会前ではございますが、本日の会議には1名の方から傍聴の申し出がっております。福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可します。

事務局、入室をお願いします。

改めまして皆さん、おはようございます。

令和3年の第1回の定例会です。本日は構成委員5名中、4名の出席ということで、定足数に達しておりますので、定例会を開会したいと思います。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：日程第2、会議録署名委員の指名についてでございますが、本日の会議録につきましては、規則第16条の規定に基づいて私柴田と、藤井委員のほうで確認、署名することとさせていただきます。よろしくお願いします。

藤井委員：はい。

3 日程第3 議案第1号福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程第3、議案第1号でございます。福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を改正することについてを議題いたします。

事務局のほうに提案理由の説明を求めます。水上学校教育課長よろしくお願いします。

水上課長：失礼いたします。学校教育課長の水上です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は1ページになります。

議案第1号、福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を改正することについて。

福津市地域学校協働活動推進員設置要綱は、次の理由により改正をする必要があるので、別案のとおり福津市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示を制定する。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の議決を求める。

令和3年1月28日。

福津市教育委員会、教育長、柴田幸尚。

理由でございます。広域的な観点から、地域学校協働活動の推進を図るため、必要に応じて中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員を設置するため、要綱について所要の改正を行う。これが、この議案を提出する理由でございます。

改正の詳細について、口頭で説明させていただきたいと思っております。

御存じのとおり本市におきましては、市民が学校運営に参画する仕組みとしてコミュニティ・スクールを基盤とした教育活動を推進しているところでございます。その中で学校と地域の関わりの機能化や持続性を図り、特色ある学校教育活動を推進していくために、地域と学校との情報共有や地域住民などへの助言などを行う地域学校協働活動推進員、いわゆる地域コーディネーターを配置しているところでございます。

地域学校協働活動をより円滑に行っていくためにもコーディネーターの質の向上を図るため、現在、中学校区ごとに連絡会を開催しているのですが、まだまだ十分というわけではございません。

関係機関と連携をしながら、地域学校協働活動についての周知等を図り、また、推進委員の掘り起こし、後継者の育成についても、積極的に進めていく必要があるかと思っております。

そのような理由を背景といたしまして、先ほど言いました、中学校区ごとの連絡会について今後さらに充実させて、地域コーディネーター同士の交流や情報交換を積極的に進めていきたいと思っております。

また、地域学校協働活動を、より広く周知していくためにも統括的な地域学校協働活動推進員を配置していきたいということで、今回提案するものでございます。

それでは、資料の7ページをお願いします。

新旧対照表を掲載しておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、題名につきましては、『福津市地域学校協働活動推進員設置要綱』を、『福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱』に変更します。

次に、第1条です。趣旨でございます。3行目のところに、「及び統括的な推進員（以下「統括推進員」という。）」を加えます。

第2条でございます。1行目の「各小・中学校区（以下「学校区」という。）」を「各小・中学校（以下「各学校」という。）」に改めます。そして、2行目の最後に、「また、より広域的な観点から地域学校協働活動の推進を図るものとして、必要に応じて中学校区に統括推進員を置くことができる。」を加えます。

次に4条でございます。2行目の学校区の「区」を削りまして、同条に「統括推進員の委嘱は、前項各号に掲げる者のほか、推進員として委嘱したことがある者のうちから、当該中学校区全ての学校長の総意による推薦により、教育委員会がこれを行う。」という一句を加えます。

次に、8ページになります。

旧の第5条の見出しになりますが、見出しの中に「及び解職」というものがありますが、これを削ります。解職につきましては、第7条「推進員協議会」を第9条としまして、その前に新たに8条として「解職」を設けます。これは文言の整理でございます。

次に9ページになります。

旧の第8条の「活動報告」を、新では第11条として、その前に第10条といたしまして、「統括推進員連絡協議会」の1条を加えております。読み上げます。

第10条、教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて統括推進員連絡協議会を開催することができる。

- (1) 各中学校区で実施している地域学校協働活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 中学校区の教育課題等についての研究、協議及び提言等に関すること。
- (3) その他統括推進員の職務を達成するため必要な事項に関すること。

この条文を加えるものとなります。

8ページに戻っていただきたいと思います。

8ページの旧の第6条「職務」についてでございますが、新では第7条「職務」として整理しておるところでございます。その第7条の2に次の項を加えておるところでございます。

第7条2、統括推進員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該中学校区の推進員との連絡調整及び推進員間の情報共有に関すること。
- (2) 当該中学校区の関連機関・団体等との連携調整に関すること。
- (3) 統括推進員連絡協議会及び地域ボランティアの養成に関すること。
- (4) 地域人材バンクなど地域ボランティアの集約に関すること。
- (5) 地域学校協働活動の推進に関すること。

こちらを加えさせていただいております。

改正後の要綱につきましては、資料の11ページから13ページの要綱のほうに掲載しておりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。御覧になっていただければと思い

ます。

以上が今回の改正の概要でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

柴田教育長：これについて、御質問等はございますか。

イメージを水上学校教育課長に再度説明していただければと思います。

水上課長：先ほど少しお話ししましたが、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置しているのですが、中学校区の統括的な推進員を新たに設置したいということが主な目的となります。

その理由といたしましては、地域コーディネーター間の情報共有もありますけれども、より各中学校区の特色に応じた地域学校協働活動を推進していくための取りまとめ役といえますか、つなぎ役を新たに設置したいということです。

藤井委員：今の地域コーディネーターの方とは別に、統括する方を入れるということですか。

柴田教育長：今の地域コーディネーターの中から選んでもいいわけですね。

永松指導主事：そうです。推進員を経験した方の中から統括する地域コーディネーターを各中学校区で一人選ぶということです。

半澤委員：中学校区で一人だから、小学校に統括推進員がいる区もあれば、中学校に統括推進員がいる区もあるということですね。

柴田教育長：何か補足説明があれば、永松指導主事よりどうぞ。

永松指導主事：来年度から、中学校区の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進というところで、この統括コーディネーターを配置することによって、校区でいろいろとできることも増えてくるのかなということもありまして、この統括コーディネーターを設置するという方向で、今年度準備をさせていただいているところです。

半澤委員：現在、確か津屋崎中学校区には統括推進員みたいな方がいらっしゃいましたよね。

永松指導主事：はい。

半澤委員：ほかの校区にはいらっしゃらないということですか。

永松指導主事：今はそうですね。津屋崎中学校区は活発に活動をしていただいて、とてもうまく回っています。

藤井委員：3つの中学校区の地域コーディネーターの方が全員集まってすることもあるのですか。

永松指導主事：市の研修では、地域コーディネーターに全員来ていただいて、コーディネーターについての研修を行い、いろいろと情報共有をしています。福間東中学校区では、既にコーディネーターさん同士で集まって、情報共有をしているみたいなのですが、統括コーディネーターをおくことで、そういうところの回数がより一層増えたりすると思います。

それぞれの学校で同じような活動をしていて、同じように地域の方に来ていただいているのですが、それぞれで動いているような状態です。それを全体で俯瞰する方がおられることによって、より円滑に活動が進んだり、対応がスムーズにいったりと、そういうことを狙っています。

柴田教育長：コミュニティ・スクールは、今年度までが発展期です。定着し、充実し、発展しということで、3年スパンで、やってきました。まだ決めているわけではありませんが、来年度はその発展に輪をかけるというか、指導主事は新化というような表現も考えているようです。

各小中学校では、独自のコミュニティ・スクールとして動いている面もあります。それを支援するコーディネーターさんがそれぞれの小中学校にいらっしゃるのですが、そのコーディネーター間の交流をもっと深めようじゃないかということです。

これは中学校区で小中連続して、一緒になってできる活動ではないか、というような新しいコミュニティ・スクールの取組を進めるためには、やはりコーディネーターさんの発想や、あるいは、イニシアチブを取ってもらう機会をつくっていくのも一つではないかと考えられます。

現在、全体でコーディネーターさんが31名いらっしゃいます。その31名の方々の連携はもちろんですが、中学校区の中でコーディネーターをリードする人を一人ずつ、統括コーディネーターという役割をしていただける方を選任して、さらに一歩進んだコミュニティ・スクールを展開していこうじゃないかと考えています。

今月になって、北九州市の教育委員会が福津市に視察に来られました。北九州市は各中学校区で62ブロックあります。福津市の中学校区は3ブロックです。北九州市では、62ブロックがそれぞれ小中連携したコミュニティ・スクールを推進していこうとしているのですが、コーディネーターさんはおらず、まだ、それに地域の方が関わっているということはありません。いわゆる、コーディネーターという役割の人を設置していないわけです。

そこからすれば、福津市はかなり北九州市よりも先のシステムを構築しており、コミュニティ・スクールの実践性があります。だから、ノウハウを学びに、先日北九州市から2人の指導主事と1人の係長さんが見えられました。

他に質問等はございますか。

半澤委員：福津市は何年度ぐらいから、コーディネーターさんを設置しているのですか。

永松指導主事：地域学校協働本部自体は平成30年度からになります。

その前の年に学校支援というものがあり、それからコーディ

ネーターという形で配置になった学校が、勝浦小学校など、何校かあったのですが、全校に一斉に福津市として地域学校協働本部をおいての配置は、平成30年度からになります。今年度で3年間が終わります。

柴田教育長：勝浦小学校の地域学校協働本部は、2年前に文部科学大臣表彰をもらっています。

半澤委員：成果があるということですね。

永松指導主事：そうですね。

校長先生たちがしっかりとうまくやるコツというか、どうやってそれを学校の中に取り入れていくかというところで、随分工夫していただいて、それぞれの学校で、今年コロナ禍でなかなか動いていないという中でも、学校に来て活動していただいているようです。

今村委員：任期は大体何年ですか。

永松指導主事：1年です。

今村委員：統括推進員の方も1年ですよ。

水上課長：再任用は妨げないということで、任期は設定しておりません。

今村委員：厳密に1年で終わる方はいらっしゃらないわけですね。

永松指導主事：平成30年から、地域コーディネーターに関しては、数が増えているような状況ですね。

柴田教育長：基本、任期は1年で、毎年更新しているんですよ。

永松指導主事：はい。毎年委嘱しています。

柴田教育長：予算の絡みもあるから、毎年度更新していくのですが、再任は妨げない、ということです。

半澤委員：後継者を育てないと変われないとか、そういう実情もあるみたいですね。やっぱり事情を知っている人がなくなってくれないと困るという部分もあるでしょうし。

永松指導主事：そうですね。

人数は学校によって工夫されています。1人当たりの回数を減らして、人数を多くしてある学校とかもあれば、1人の方がたくさんの時間を受け持っていていただいている学校もあつたりします。数が多いほうが、いろいろな役割をそれぞれしていただいている感じはあります。次の方への引継ぎとかも含めてですね。

半澤委員：その辺を考えていかないと1人の方に負担が大きくなりそうですね。

今村委員：統括推進員の方の仕事はかなりありそうですね。人材バンクや人材ボランティアの集約とか、連絡、調整とかいろいろありますが、手当というのはどのようなになっているのですか。他のコーディネーターの方と統括推進員の方の手当に違いはあるのですか。

永松指導主事：金額は一緒です。1時間で、1,480円です。

国と県と市と3分の1ずつで案分され、この学校は年間何時

間の配当ということで金額が決まっていますので、各学校にはその時間内で活動していただくようになっています。

水上課長：ちなみに予算額といたしましては、国と県と市でトータルで250万円です。令和元年度の実績としては、200万円弱ぐらいの支出なので、まだ余裕があるのかなというふうに考えています。

今村委員：統括推進員の方は、少し増やすというわけにはいかないのですか。仕事量が違うのではないかと思います。

水上課長：現状としては同じですね。

柴田教育長：実働回数が増えれば、費用弁償も少し増えていきますので、実際には増えていくと思います。固定した手当はないのですが、実働に応じての保証をしていくということになるわけです。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：だから、学校の実情に応じてコーディネーターさんの人数も、この人数でいいだろうという学校もあれば、もうちょっと増やしたいという学校もあります。厳密にその各学校で何人までとかいうのは決めていません。

その地域コーディネーターの方たちが、小学校だけしか見ませんよ、中学校だけしか見ませんよ、ということをしてできるだけなくしたいわけです。

と言いますのも、小学校のときに見ていた子どもたちが中学校に行ったときに、教育委員会は小中連続性の教育をやっているとしていますので、小学校のコーディネーターさんには中学校の活動にも関わってもらおうということも可能性としてはあるわけです。そのようなことを調整するのも、統括コーディネーターの人の役割かなと思います。あるいは、中学校のコーディネーターさんは、入学してくる子ども達が小学校でどのようなコミュニティ・スクールとしての活動をしているのかを知るために、関わることも可能になってくるわけです。

今村委員：小学校と中学校のコーディネーターを両方一緒にするというのもあり得るわけですか。

柴田教育長：統括推進員は両方見ますよね。

永松指導主事：コーディネーターは、重なって配置はしてありません。

柴田教育長：複数の学校をまたいで、地域コーディネーターをしてはいけないという規則はありません。

今村委員：統括推進員は各中学校区1名程度、と書いてありますので、大規模校の場合は2名とかいうこともあり得るわけですね。人数が多い福間中学校区とかだったら。

永松指導主事：そうですね。そこは校長先生たちからの要望や実情に応じて、ということで、程度というのを今回つけさせていただいております。

柴田教育長：まずは、スタートですので中学校区で統括推進員1名程度にしていますので、2名であってもいいわけです。令和3年度に、

最低1名は選任していただけないかというようなところで理解されたらいいのではないかと思います。

榊部長：資料はかなり多いのですが、この要綱の改正の趣旨というのは先ほど教育長もおっしゃられたとおり、中学校区に統括地域コーディネーターを配置したいということです。

その理由が、小中9年間の連続性のところで、各小学校中学校単位ではなく、中学校区で、小中という枠の中で、地域コーディネーターを活用していきたいというような位置づけで、来年度統括推進員を配置するための根拠となる要綱改正というふうに御理解いただければと思っております。

今年北九州市から、コミュニティ・スクールの視察に来たということですが、昨年は兵庫県の県議会のほうもコミュニティ・スクールのことで視察にられました。終わった後に議員さんが来られて、やっぱり地域コーディネーターの制度にすごく関心をもたれておりました。やはりコミュニティ・スクールという名前だけ導入してもうまく機能していないというようなことで、学校と地域とを結ぶ、そういうコーディネーターの制度自体に対して、非常に関心をもって質問を受けたという記憶があります。

今年の北九州市からの視察のほうは、私は同席していませんが、やはり地域コーディネーターのことに関心をもたれたということで、より福津市の場合は小中を見据えた形での統括推進員ということで、来年度配置をしたいというところでの位置づけのため要綱改正というところです。

やはり課題としては、その統括推進員の人選をどうしていくのかということです。これは1年限りとかではなく、ずっと継続していく必要があるのですが、人選によっては、がたがたと崩れる可能性もなきにしもあらずで、中学校区を統括する人選をどのようにしていくのかというところは大きな課題であると思います。

また、地域コーディネーター自体のPRをもっとしていく必要があると考えています。やはり一般の市民の方は、地域コーディネーターって何をしているのかなというように、まだまだ道半ばの状態ですので、地域コーディネーターの役割を、周知して、浸透させていく必要があるのかなというふうには思っております。

いろいろ改正はしていますけども、基本的には、学校区単位での地域コーディネーター統括推進員を来年度から導入、配置していきたいということです。その根拠となる設置要綱の改正というふうに御理解をしていただければと思っております。

一番肝心な、9ページの第7条の「職務」の今後具体的にどのような役割をもたせるか、というところもあわせて、今から

詳細に考えていく必要があると思っています。

半澤委員：他の市町村で、もう既に統括コーディネーターという役割を配置しているところは幾つかあるのですか。

榊部長：今のところはありません。

半澤委員：先駆けて、福津市がやろうとしているわけですね。

榊部長：はい。

今村委員：質問いいですか。

そのコーディネーターというのは、学校と地域と家庭を結ぶ調整役ですね。

学校の教職員のこういうコミュニティ・スクール担当の方は、例えば教務主任とか教頭先生とかそういう方なのですか。

柴田教育長：各学校では、いわゆるコミュニティ・スクールの地域連携担当職員というのを、校務分掌で位置づけています。

各学校の経営要綱が教育委員の皆さんのお手元にあると思いますが、校長と並列して学校運営協議会がありますよね。いわゆるこれがコミュニティ・スクールの組織としての一番の基本です。

この教育委員会を段取りするのは、宮原教育総務課長の下で笹田、松本がやっていますが、各学校にも学校運営協議会を段取りする、地域連携担当であったり、あるいは教頭であったり主幹であったり、それは学校によって微妙に違うのですが、担当職員を必ず配置しています。

今回、来年度は、それにプラス地域学校協働本部も組織の中に、一つつけ加えたらどうかということを学校長にも言っています。

学校運営協議会のメンバーは規則に応じて、各学校15名以内とか、その3分の1以上は女性であるとか、あるいは学識経験者だとか、保護者代表とか地域代表とかで組織されています。

それとは別に、地域に出向いていき、地域の人材を学校に引き込んできたり、学校に地域情報を提供したり、より子どもたちに豊かな体験学習ができるように調整をするということを、教員だけの力ではなく、このコーディネーターの方と連携して、力を合わせてやっていく体制を整えていこうじゃないかというところだと思います。

今村委員：神興小学校の場合は、教務主任の先生が地域コーディネーター担当になっていたようです。児童の中にもコミュニティ・スクール委員が各クラスにいて、その辺りはうまく連携が取れているのかなという気がします。丸つけ先生の中には、コミュニティ・スクール担当委員の児童が前に出てきて挨拶をします。

だから、そういう教室の中、児童の中にも、しっかりと位置づけられていて、よく機能しているという感じはしました。

柴田教育長：教育委員会としては、大きな骨格、このような規則というのは提供しますが、運用は各学校で、やっぱり校長サイドの特色化を活かしたいと私は思っています。

「こうしなさい。」、「これでいきます。」というような形ではなく、運用面や細かな活動面は、教育活動ですので、やっぱり学校長の思いを活かしてほしいと思います。

それにも、教員だけの中で知恵を絞るのではなく、地域の人たちの知恵も学校教育に活かしたらどうかというようなところだと思います。

今村委員：それからもう一つ質問です。この活動報告書というのは、提出先が教育委員会宛てになっていますが、これは直接教育委員会に対して出すのですか。

永松指導主事：学校を経由して挙がってきます。

今村委員：ということは、校長も目を通されているわけですね。

永松指導主事：そうです。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：何か他にお聞きになりたいことはございますか。よろしいですか。

では、質疑を終結させていただき、採決をさせていただきます。議案の第1号を原案のとおり承認するということに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

柴田教育長：ありがとうございました。

したがって、議案第1号福津市学校協働活動推進員設置要綱を改正することについて、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第2号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について

柴田教育長：それでは、日程第4、議案第2号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について、これを議題といたしたいと思います。提案理由を、水上学校教育課長よりお願いします。

水上課長：資料の14ページになります。

議案第2号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年1月28日。福津市教育委員会、教育長柴田幸尚。

理由でございます。小規模校入学特別認可制度に伴う入学及び転入学申請が関係保護者から提出されたので、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第7条の規定に基づき、当該児童の認定を行う必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

詳細について少し説明させていただきたいと思います。御存じかと思いますが、勝浦小学校につきましては、その小学校の

持つ自然環境に恵まれた小規模校としての特性を活かした教育を希望する児童につきまして、勝浦小学校の通学区域以外からの転入学を認め、児童の心身の健康増進と体力作り、学ぶ楽しさと豊かな人間関係を培い、勝浦小学校及び勝浦地域を活性化することを目的とするものでございます。こちらがこの認可制度の目的でございます。

15 ページです。こちらに児童の概要を掲載させていただいています。

一番上の表です。7名の児童を記載していますが、こちらが今回特認ということで、勝浦小学校に入ってくる予定の児童でございます。

下の表です。1年生から6年生を記載しています。

一番上が1年生です。まず児童数5名を書いておりますが、こちらは勝浦地域の児童の人数でございます。その横の新規のほうに先ほどの7名を記載しています。7名が特認ということで、合わせて1年生は12名です。

2年生から6年生につきましては、特認による新規の申請についてはございません。1年生の7名のみでございます。

一番下の合計でございます。児童数31名が勝浦地域の児童でございます。2年生以下6年生の継続の35名と先ほどの1年生の新規の7名を合わせまして、特認による児童は42名です。合計で73名の方が令和3年度から勝浦小学校の児童として通学するということになります。

以上が説明になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：来年度、特別認可制度を導入する勝浦小学校の児童の構成です。何かご質問はございますか。

今村委員：2年生から6年生の、どの学年も継続がそのままなっているということは、途中で元の学校に戻るとかいう児童はいなかったということですね。

水上課長：そうですね。

過去5年間を確認してみたのですが、元の学校に戻る児童はほとんどいません。1名いるかないかとかいうところで、ほとんどが継続になっています。

今村委員：うまく運用されているということですね。地元よりも、他地域から来られる児童のほうが多いですね。

水上課長：そうですね。

柴田教育長：二学年合わせて何人以下になったら複式学級になるというのは、規則であります。

特認制度を設けなかったら勝浦小学校は複式学級になると思います。場合によっては、1、2年生あるいは3、4年生合同クラスになる可能性はあるということです。

今村委員：この制度を他の学校に広げるおつもりはないんですか。上西郷

小学校、それから神興小学校は児童数が少ないですね。

柴田教育長：どうでしょう課長。

水上課長：当然そういった検討も内部ではしてはいます。

ただ、その地域の実情等もございますし、そういうのを考慮しながら、まだそういったところを具体的に進めていくというところまでには至っていないというのが現状です。

今村委員：地域からの要望とかがあるでしょうからね。ただ少ないから来てほしいというわけにはいかないからですね。

水上課長：そうですね。

柴田教育長：やはり通学でも保護者の力が必要になります。居住地から遠くなるといろいろな困難なことも出てきますし、委員の方は行かれると分かると思いますが、勝浦小学校は教室自体の広さが若干狭いと思います。だからほかの学校と同じような児童数を教室に入れるということは非常に難しいのはあります。

上西郷小学校の教室の広さについては、宮原課長どうですか。

宮原課長：そうですね、勝浦小学校についてはちょっと小さい状況です。上西郷小学校は他の学校とあまり変わらなかったと思います。

柴田教育長：ただその特認制度がない場合でも、いろいろな事情によっては校区外の申請はできます。

例えば、小さいときから、この子と一緒にないと学校に行けないという子で、片方が違う校区になる場合、やはり一緒に通うために片方の子どもさんが、学区外申請をされる場合もあります。あるいは、放課後、保護者が仕事で面倒を見れない場合、こちらの学校に行ったら、すぐそばにおじいちゃんおばあちゃんの家があり、放課後はそこで過ごせるから、というように、いろいろな家庭の事情の特例は認めています。

今村委員：はい、分かりました。

柴田教育長：他にお聞きしたいことはございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第2号の採決を行います。議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

柴田教育長：ありがとうございました。従いまして、議案第2号小規模校特別認可制度に伴う認定については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 報告

柴田教育長：それでは、日程の第5、報告事項になります。

教育長の動静報告については、資料のとおりでございます。いろいろな出張とかが、リモートになったり中止になったりしております。

他に諸報告はございませんか。よろしいですか。

6 日程第6 その他

柴田教育長：それでは、日程の第6、その他です。今後のスケジュールについて、笹田総務企画係長よりお願いします。

笹田係長：資料の17ページは、本日から2月末までのスケジュールになっております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内します。

2月18日（木）、9時半から、来月の教育委員会定例会を予定しております。会場は今のところ庁議室なのですが、本日のように広い会場への変更ができましたら、変わる可能性がございます。そのときはまた御連絡いたします。

また、前回の教育委員会のときにコミュニティ・フェスタのチラシを配布していたと思うのですが、1月30日（土）に予定していた会場での開催は中止になりました。

伊澤指導主事：1月30日のコミュニティ・フェスタは、緊急事態宣言期間中ということで、この日は行わないことになりました。

その変わりに、映像と展示のみを行うようにしました。規模縮小で、実施方法を変更するという形です。

期間としましては、2月16日（火）から2月26日（金）まで、場所は図書館2階、それから、カメラアステージ、イオンモールで各学校や団体のコミュニティ・スクール取組映像を作っていただいていますので、それを上映します。あとは、アンビシャス広場での取組や中学生の未来会議などの取組の様子の展示を、図書館の2階で行うということです。

以上でございます。

藤井委員：2月15日のコミュニティ・スクール報告会についてはどうなりますか。

永松指導主事：御説明します。

今のところ規模を縮小してということで、地域の方は呼ばずに学校、それから地域コーディネーター、それから教育委員会事務局ということで、グループを分けながら学校の報告をしていただき、協議をしていく形で進めていこうと計画しています。3つの分科会で発表をそれぞれ学校がされますので、教育委員の皆さまにはその3つを回りながら見ていただくような形で考えています。時間は14時30分からです。

ただ、緊急事態宣言が延長するという可能性が今いろいろニュースで出ていますが、その場合は資料と当日プレゼンで発表しようとしていたそのデータの提出をもって代えるというような形で考えております。

以上です。

柴田教育長：ここには載せておりませんが、中学校は既に私立高校の専願入

試が始まっています。2月5日が確か福岡地区の前期の入試です。その次の週が公立高校の推薦試験ということで、中学校のほうは進路業務で非常に忙しい時期かなと思っています。

市内の修学旅行の状況について、学校教育課長より説明をお願いします。

水上課長：修学旅行について、報告をさせていただきます。

中学校3校が2月の中旬頃に、関西方面に行く予定を立てておりました。しかし、御存じのとおり緊急事態宣言等もありましたので、今年度は修学旅行はなしということで、形を変えながら年度以降に計画をしていくということで予定しております。

榊部長：延期ということで、時期は未定ですが、当然対象が2年生ですので、遅くても3年生の9月いっぱいぐらいまでの日程で、現在模索しております。校長先生方も連れていきたいというのが、やっぱり一番の思いということですので、延期というような形で対応していきたいと考えているところです。

今村委員：卒業式については、どのような検討をされていますか。

永松指導主事：卒業式に関しましては、約50分以内で、コロナウイルス感染拡大を防止するような形で内容を検討していただきたいと考えています。ただ当日告辞はするような形ということで、教育委員の皆様には告辞を読んでもいただくということをお願いしたいと思っております。来賓については御遠慮いただくというような形でお願いしたいと思っております。

榊部長：卒業式も感染状況によって変更になるというのは、前置きにあるのですが、昨年と同じような形態しか、とりようがないかなというふうには考えているところです。

基本的には卒業式をしないではなく、できる限りしたいという方向で考えていきたいと思っています。本当に卒業式は節目ということで、やりたいと思っていますので、こちらも万全な感染対策を取りながら、考えていきたいなと思っています。

今村委員：分かりました。

榊部長：入学式も同じようになるんだろうとは思いますが。

柴田教育長：他に事務局から何か連絡事項はありますか。

7 日程第7 閉会宣言

柴田教育長：以上で、本日本日予定されていた議事日程は、全て終了いたしました。これで令和3年第1回福津市教育委員会定例会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。